

第5次 幸手市男女共同参画プラン

第5次幸手市男女共同参画プランを策定しました

「第4次幸手市男女共同参画プラン」の見直しを行い、更に新たな課題に対応するため、国や県の動向を踏まえて「第5次幸手市男女共同参画プラン」を策定しました。

計画の期間

令和3年度を初年度として、令和8年度までの6年間とします。ただし、この間、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行います。

将来像

将来像は、基本理念を踏まえ、幸手市に関わる女性と男性が目指す方向を示すものです。本計画では、性別にとらわれず、すべての人があらゆる分野で活躍できる社会の実現のため、以下の3つを将来像とします。

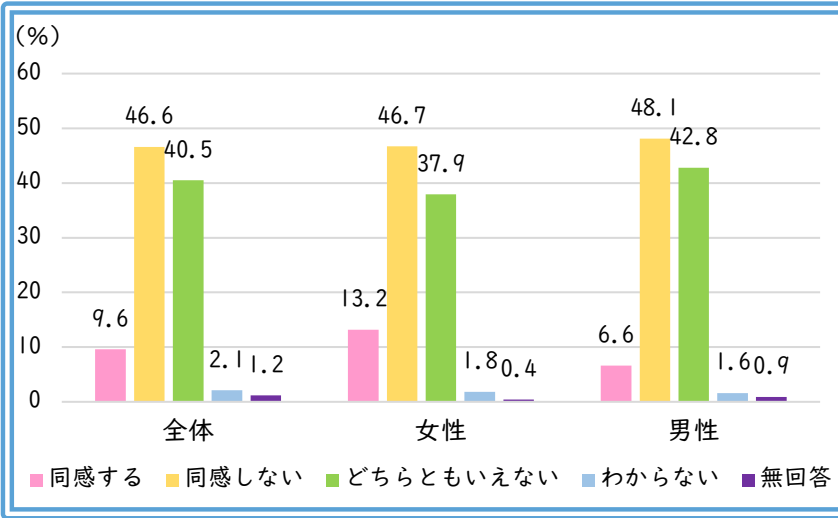
- ✳️ 個人が尊重され、男女の人権が認められる社会
- ✳️ 男女がともに能力を発揮でき、多様な生き方の選択が可能な社会
- ✳️ あらゆる場において、互いの考え方や生き方を認め合い、行動のできる社会

基本目標Ⅰ 推進活動の充実と市民活動の支援

「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識は、長い時間の中で形成されたものです。すべての人が互いに十分理解し合い、誰もが差別を受けることなく平等に暮らせるようにする必要があります。

▼性別役割分担意識

(あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。)



資料：幸手市男女共同参画に関する市民意識調査

人権意識の高揚
普及啓発事業の推進

市民一人ひとりが多様性を理解し、人権尊重の重要性の認識を深めることができるよう、広報・啓発活動を行います。

施策の柱

- 男女共同参画のための意識改革
- 男女共同参画についての教育・学習の充実
- 男性の家庭生活への参画



基本理念

全ての男女の人権が尊重され、
個人としての能力を発揮して
自主的に行動できる

ワーク・ライフ・バランスの実現
多様な性を尊重した啓発活動

施策の柱

- 地域社会における男女共同参画の促進
- 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- 職業生活と家庭生活の両立支援
- 男女が取り組む子育て支援

地域・社会が協働して子育てを支援するまちづくりを進め、地域とのつながりをもつことにより心豊かな生活が出来る環境づくりを行います。

性(セクシャリティ)は多様であり、個人の尊厳にかかわる大切な問題です。

男女がそれぞれの生き方に自信と誇りを持ち、性別に関わらず個性と能力を発揮することにより、職場・家庭・地域等のあらゆる場面において、活躍できる環境づくりが必要です。

施策の柱

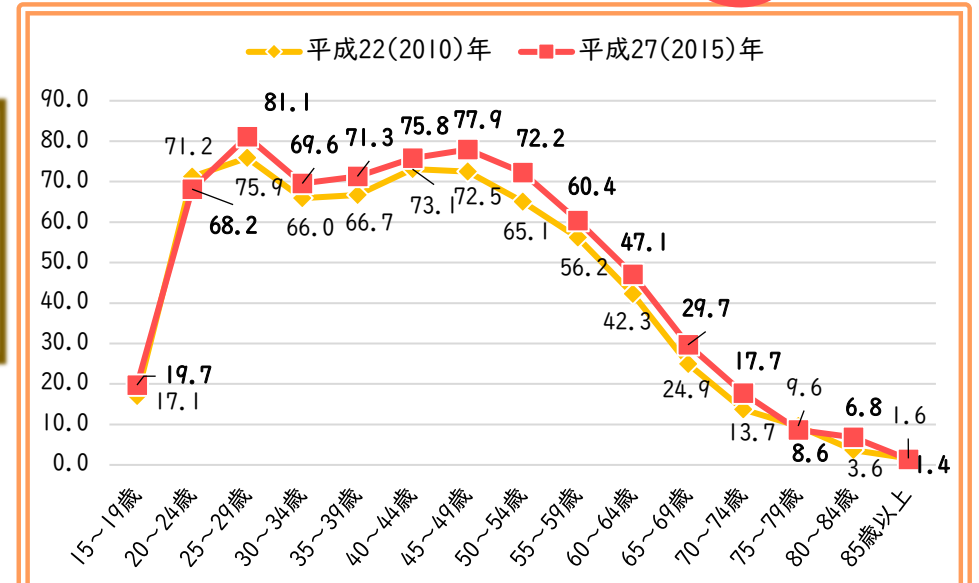
- 女性の就労を支える環境整備
- 多様化する就労形態への支援
- 政策方針の立案及び決定への参画
- 誰もが心安らぎ住み続けられるまち

女性が働き続けやすい職場づくりや再就職支援等が求められるため、市では相談体制や情報提供等を充実・推進します。

基本目標Ⅲ 男女が共に社会参加できる環境づくり

相談体制の整備・情報の提供
あらゆる年代層への就労支援

▼女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会形成への意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる場面において多様な生き方を認め合うことが求められます。

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

- 具体的には!!
- ・就労による経済的自立が可能な社会
 - ・健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
 - ・多様な働き方・生き方が選択できる社会

LGBT(セクシャルマイノリティ)

次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉のひとつ

Lesbian : レズビアン 女性の同性愛者
Gay : ゲイ 男性の同性愛者
Bisexual : バイセクシャル 両性愛者
Transgender : トランスジェンダー 「身体の性」に違和感を持つ人

身体的暴力

- ・なぐる、ける
- ・物を投げつける
- ・突き飛ばす
- ・刃物を振りかざすなど

経済的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・仕事を辞めさせ弱い立場に立たせるなど

性的暴力

- ・望まない性行為の強要
- ・避妊に協力しないなど

施策の柱

- 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

基本目標Ⅳ セクハラ・DV対策 (配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり)

セクハラってなに?
DVってなに?

セクハラ(セクシャル・ハラスメント)

他の人を不快にさせる性的な言葉や行動です。男性から女性だけではなく、女性から男性、同性間でも成立します。

D.V(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)者から振るわれる暴力です。左のように、暴力にもさまざまなかたちがあります。

男女間のあらゆる暴力は犯罪等に該当する重大な人権侵害行為です。

「そんなつもりはなかったのに、知らない間に加害者になっていた」という場合がないように、知識を身につけておきましょう。



施策の体系

基本目標

施策の柱

施策の基本的方向

